

## 公告第4号

農業経営基盤強化促進法第19条第7項の規程により地域計画案を次により縦覧に供する。

地域計画案に対して異議のあるときには、令和7年3月11日（縦覧期間満了の日）の翌日から15日以内に村にこれを申し出ることができる。

令和7年2月26日

中川村長 宮下健彦

### 1 地域計画案の縦覧期間

令和7年2月26日から

令和7年3月11日まで

### 2 地域計画案の縦覧場所

上伊那郡中川村大草4045番地1

中川村役場 産業振興課